

月刊

東海財界

Monthly Report

進化と継承で海外へと羽ばたく
総合熱エネルギー機器メーカー「リンナイ」



名城大学学長

吉久 光一

ノーベル賞受賞の赤崎教授をお手本に
「生涯学びを楽しむ」総合大学へ



日本弁理士会東海支部長

山本 尚

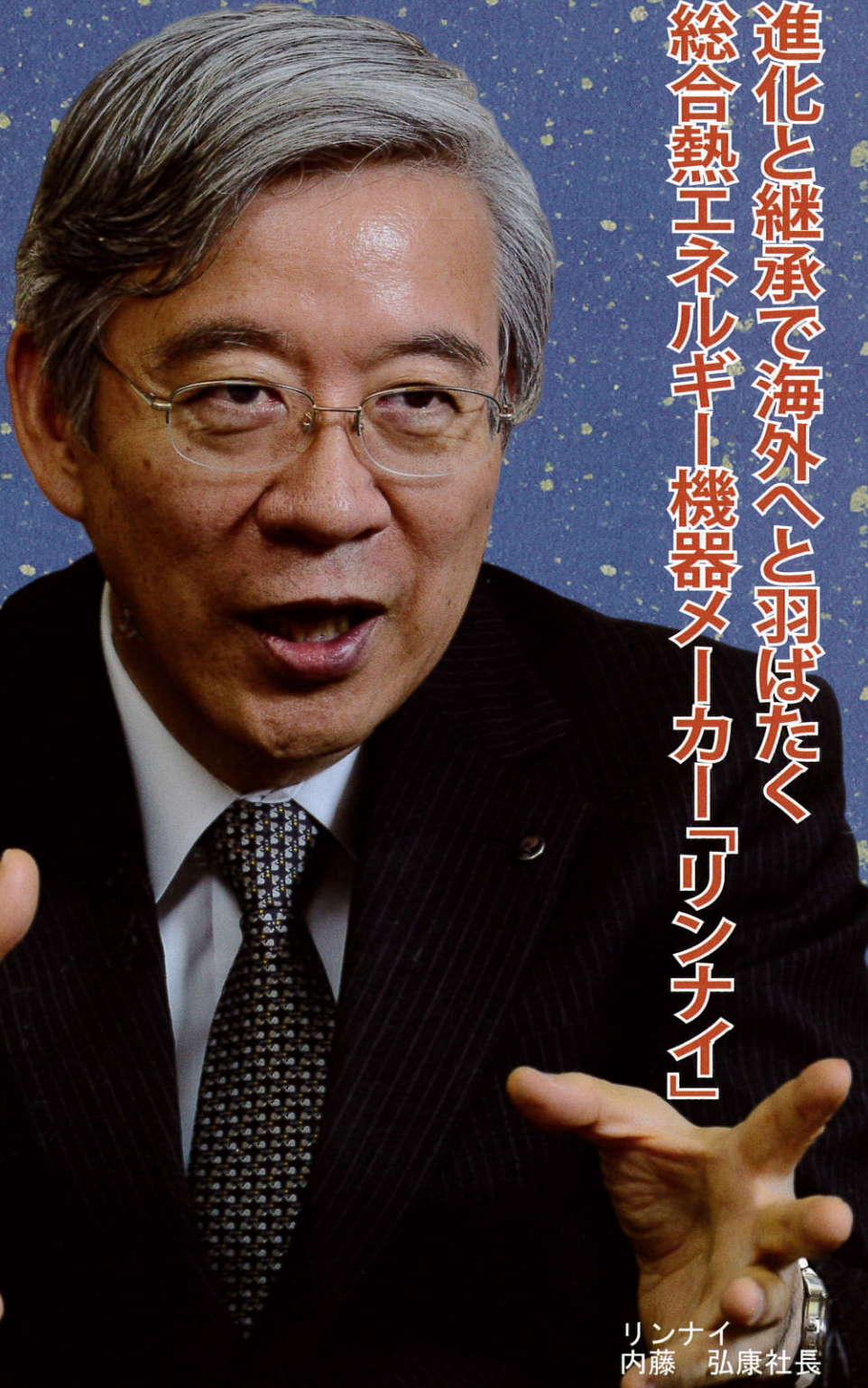
訪問型知財コンサルティングで
積極的な中小企業支援を打ち出す



中部運輸局長

野俣 光孝

リニアを好機にまちづくりを考え
観光に繋がる100年の計を



リンナイ
内藤 弘康社長

東芝ストップ安の危機に
試される「異例人事」コンビ

中国包囲網としての資源価格の下落？
アメリカ大陸での経済連携の動き

偕行会城西病院
「医療は地域密着」

情熱をもったものづくりを応援
名商挑戦型企業経営塾

愛知県歯科医師会渡邊正臣会長
全ての年代に適切な口腔ケアを

新連載・痛快!野球見たまま

4月本拠地で11勝／復活のエース吉見

2015

6月号

(毎月1回25日発行)



片岡信恒弁護士の 法律相談所



片岡法律事務所
弁護士・中小企業診断士
片岡信恒

Q 当社の、五十三歳になる営業部長Aのご相談が、功績もあつたので平成二十三年十一月一日から取締役就任していただきました。任期は二年で、二十五年十一月一日に重任となりました。ところが、私と営業方針につき深刻な対立が生まれました。何とか辞めさせることはできませんか。

A 最近、部長兼務取締役が、本来の取締役か、従業員の地位も併せ持つ地位にあるのか、が主な争点である事件を担当しました。

ご相談の事例では、Aが本来の取締役で従業員性がなければ、本年の十一月一日の経過で二年間の任期が切れます。従って、その際の定時株主総会で取締役に選任しなければ、会社に留まることはできなくなります。

もつとも、その時期まで待たず、すぐに辞めさせたいのであれば、臨時株主総会を開催し、A取締役について解任決議を経て解任することができません。これには特別な理由がなくても、原則として普通決議で解任できます。但し、正当な理由がないのに任期満了前に取締役を解任した場合は、解任によつてAに生じた損害を賠償しなければなりません（会社法三三九条二項）。通常、任期満了までの取締役報酬が損害となります。正当な理由については一概に言えません。本件のように意見の対立があるだけでは無理でしょう。次に、従業員の地位も併せ持つ

取締役の場合は簡単にはいきません。任期満了で取締役の地位はなくなつても、従業員ではあり続けます。臨時株主総会を開催して、解任決議をしても、取締役の地位を奪うことできません。

ところで、本来の取締役か、従業員の地位も併せ持つ取締役か、区別することが明白な場合ばかりではありません。

まず、元々一般の従業員の方が、部長などに昇進して、その後功利的な意味合いで、取締役に就任し、取締役手当を給料に若干加算するような場合、従業員の地位は残っていると判断されます。しかし、この場合でも、取締役就任時に従業員の地位が終了して、退職金の支払いがなされ、新たに株主総会で、取締役の報酬が決められた場合は、従業員の地位がないと判断される可能性があります。

ところで、現実の事例では、Aが代表取締役と親族関係にあると争われやすいように思います。裁判所は、①どのような経緯で、何時取締役に就任したか。②取締役就任時、退職金の支払いがなされ

たか。③取締役就任前後での収入の変化、業務内容の変動。④毎月の報酬の支払われ方。⑤時間外労働、諸手当の支給の有無。⑥取引先や外部との折衝で、経営者の一員的な態度・言動を取っているか。など、総合的に判断しています。

従業員性がある以上、懲戒解雇、通常解雇、整理解雇など、いわゆる労働基準法、労働契約法、判例などで規定される解雇制限があり、簡単には解雇できません。本件の程度の理由では解雇できないと言わざるをえません。

片岡信恒

昭和五十五年片岡法律事務所を設立。三〇年以上に渡り、取引紛争・契約書作成・労働紛争・医療関係など、法人、及び相続・交通事故・遺言・離婚などの法律問題全般を取り扱っている。

法律問題でお困りの際は、名古屋の片岡法律事務所にご相談ください。

片岡法律事務所

名古屋市中区丸の内二丁目一九番二五号MS桜通七、八階
☎〇五二―二三―一七〇六